

徳島県告示第七十八号

国土交通省四国地方整備局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（UAV航空レーザ測量及びUAV航空レーザ測深）	吉野川直轄管理区間（吉野川市地内）	令和二年二月三日から 令和二年三月二十七日まで